

行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30年 9月 1日～ 令和 4年 5月 31日まで
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

＜対策＞

- 平成 31 年 2 月～ 社内通信により制度の周知
- 平成 33 年 1 月～ 実例件数等記載した社内通信を発行し
再度制度の周知を行う

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

＜対策＞

- 平成 31 年 1 月～ 管理者へ育児休業知識の調査
- 平成 31 年 5 月～ 研修内容の検討
- 平成 32 年～ 研修実施